

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成30年10月12日

住所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号

氏名 河津造園株式会社

代表取締役 小野 晃良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日	平成30年10月12日	許可番号	第中-269号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	破砕・選別施設（法施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破砕施設） 木くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）		
設置場所	熊本県上益城郡益城町小谷字戸次道1323番5		
処理能力	148t/日（8時間）		
許可の条件	無		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年9月21日

住所 熊本県熊本市東区长嶺東三丁目4番40号

氏名 河津造園株式会社

代表取締役 河津 正秀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日	平成29年9月21日	許可番号	第中-257号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	法施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設 木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）		
設置場所	熊本県上益城郡益城町小谷字戸次道1323番5		
処理能力	80t/日（8時間）		
許可の条件	無		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年10月31日

住所 熊本県熊本市東区長嶺東三丁目4番40号

氏名 河津造園 株式会社

代表取締役 河津 正秀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日	平成24年6月20日	許可番号	第中-228号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	移動式破碎施設（法施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設） 木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）		
設置場所	熊本県内一円（ただし、熊本市を除く。） 施設の保管場所 熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1334番1		
処理能力	57t/時間 × 8時間 = 456t/日		
許可の条件	1. 施設の使用は、工事作業を行う排出現場内に限ること。 2. 午後6時から翌日の午前8時までは使用しないこと。 3. 処理する産業廃棄物は、工事現場内から発生するものに限る。 4. 工事現場ごとに使用開始する15日前までに「移動式破碎施設の使用届出書」を提出すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和7年（2025年）9月16日

住所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号

氏名 河津造園株式会社

代表取締役 先崎 尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

熊本県知事 木村 敬



許可の年月日	令和7年（2025年） 9月16日	許可番号	第中-323号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	法施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設（移動式破碎施設） 木くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）		
設置場所	熊本県内一円（熊本市を除く。） 駐機場：熊本県上益城郡益城町大字小谷戸次道1323番5		
処理能力	250t/日（8時間）		
許可の条件	1. 施設の使用は、工事作業を行う排出現場内に限る。 2. 処理する産業廃棄物は、工事現場内から発生するものに限る。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		